

2020年2月5日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

憲法・平和・教育を守る

全国母と女性教職員の会



要 請 書

日ごろより国政において、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

「母と女性教職員の会」は、子どもたちの幸せを基盤とした平和で民主的な社会の実現をめざし、母親と女性教職員が手をむすび、全国各地の市町村、都道府県で運動を続け、今年度で66年を迎えました。「わが子、教え子を再び戦場に送るな」をスローガンに掲げ、平和・人権・子どもに関わる課題として、基地や原発の問題、女性差別撤廃、教育予算拡充、学校給食の実現など、これまでに多くの課題にとりくんできました。

「子どもたちを守りましょう」「お母さんの体を守りましょう」「憲法を変えさせないようにしましょう」を合言葉にとりくみを続けてきましたが、安倍政権の下、憲法「改正」論議がすすめられています。平和な社会、私たちの願いが損なわれるのではないかと危惧しています。私たちは、昨年8月に全国集会を開催し、“子どもたちに平和な未来を”をテーマに、教育や平和などに関する様々な課題について話し合い、行動していくことを確認しました。

つきましては、この間の運動や全国集会での議論もふまえ、別紙のとおり要請事項をまとめましたので、その実現にむけて国政の場でご尽力いただくようお願い申し上げます。

記

1. 文部科学省関係事項について
2. 厚生労働省関係事項について
3. 内閣府関係事項について
4. 防衛省関係事項について

防衛省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 沖縄をはじめ米軍基地を抱える自治体では、騒音や環境汚染、ヘリの墜落など、子ども・住民の生命を脅かす深刻な問題を抱えていることから、在日米軍基地の縮小・撤去をすすめること。また、辺野古における米軍新基地建設は中止すること。
2. オスプレイは重大事故が多発していることから自衛隊への配備を撤回すること。
3. イージス・アショア配備計画について、適地検討結果に疑義が生じていることに加え、電磁波による健康被害や、有事の際攻撃の対象となる危険性等が指摘されていることから計画を撤回すること。
4. 防衛大綱における護衛艦「いずも」の事実上の空母化など、敵地攻撃能力の保有は、「専守防衛」の枠を大きく逸脱する運用がなされていることから導入を撤回すること。
5. 南西諸島をはじめとした離島・無人島への自衛隊や米軍基地建設については、周辺住民や自然環境へ配慮し、工事を中断して現地自治体との十分な協議を行うこと。

以上

厚生労働省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 女性が継続して働くことや再度就労することが可能となるよう、短時間勤務の活用促進や待機児童の解消にむけ、さらなる策を講じること。
2. 保育士不足による保育の質の低下を招かないよう、保育士の待遇改善等にとりくむこと。
3. ひとり親家庭に対し、「入居の条件」など、生活の基盤となる住居への制度が利用しやすいものとなるようその内容の見直しをはかること。また、援助制度を拡充すること。
4. 児童養護施設から学校へ通う子どもたちへの支援の拡充と、進路保障の観点から退所後の支援等の確立をはかること。
5. 集団フッ化物洗口・塗布については、保育所・幼稚園・子ども園や学校において実施しないこと。
6. 職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、改正された法や指針の内容に沿って、防止対策をすすめること。また、国連ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約批准にむけ法整備をすること。
7. 妊娠から出産、子育てまで安心して過ごせるよう、不妊治療への理解とサポート体制、妊娠者や子どもに配慮した医療サポート、妊娠者や出産者のメンタルケアを充実させること。

以上

文科省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するために、30人以下学級の実現、教職員の業務の削減、教職員定数改善をすすめること。また、欠員とならないようにすること。
2. 点数にとらわれた教育ではなく、学ぶ意欲や子どもの主体的な学びを重視する教育のための環境整備と教育条件整備に努めること。
3. 障害、性的指向・性自認、性、民族などによって、子どもたちが差別的扱いをされないインクルーシブな学校環境の整備に努めること。特に、外国につながる子どもの母語や母文化を尊重するとともに子どもの人権を保障し、日本語指導教室などの支援制度の充実をはかること。
4. 子どもの権利委員会勧告をふまえ、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。また、性にかかわって、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動も含む包括的な教育を内閣府・厚労省と連携し、すすめること。
5. 教員免許更新制については、早期廃止を含めた抜本的見直しを行うこと。
6. 「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の視点から、主権者教育、人権教育を推進すること。また、戦争や原爆の恐ろしさを伝える平和教育をすすめること。
7. 教育の機会均等の観点から、「大学入学共通テスト」等、大学入試制度の変更に際しては、子ども、保護者、教職員など関係者の意見をふまえて、公正・公平な入学制度とすること。

以上

内閣府関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 女性差別や他の脆弱な立場との複合差別を排除する観点から、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現にむけ、性別役割分担意識の払しょく、両立支援策の充実、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる施策を推進すること。
2. 経済格差が子どもの教育格差につながらないように、自治体での「子どもの貧困対策計画」の策定をはたらきかけること。また、計画実行のための予算を確保・増額すること。
3. 女性に対する暴力を排除し、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。
4. 新・放課後子ども総合プランにもとづく、放課後児童クラブの拡充など、すべての子どもの放課後の居場所に対して財政的な支援を行うこと。
5. 自治体が行う子どもたちの居場所づくりの活動・支援に、十分な支援を行うこと。
6. 原発事故被災者が、安心・安全に生活できるよう個々の事情に合わせた支援を行うこと。特に、原発事故による放射能から子どもを守り、将来にわたって健康を保障すること。

以上